

練馬区社会福祉協議会 X アカウント運用ポリシー

平成26年8月1日制定

(目的)

第1条 このポリシーは、練馬区社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が X を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) X (旧 Twitter) 米国 X 社が提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で140文字以内の文章を、不特定多数の利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 練馬区社会福祉協議会公式 X 練馬区社会福祉協議会が発信主体となり、運用する X をいう。
- (3) アカウント X を運用するために取得した権利および登録内容をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針や取り決めにいう。

(運用主体)

第3条 練馬区社会福祉協議会公式 X (以下、「本会公式 X」という。)の運用主体は経営管理課総務係とし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

(アカウント登録および設定)

第4条 本会公式 X のアカウント登録および設定は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) アカウント登録 管轄課長が行う。
- (2) 登録メールアドレス 上記登録のメールアドレスを使用する。
- (3) その他の事項については、管轄課長が別に定める。

(発信する内容)

第5条 本会公式 X は、つぎの各号の情報を発信する。

- (1) 本会のイベント情報や新たな施策、練馬の福祉等に関する情報のうち、広く区民に周知すべき情報。
- (2) 区民の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報。
- (3) その他、管轄課長が適当と認める情報。

2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、ただちに発信した内容を削除するとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(制限事項)

第6条 本会公式 X の運営上の制限事項は、つぎの各号の通りとする。

- (1) 投稿者に対し、フォローおよびリポストを行うこと。ただし、他部署が運用する社会福祉協議会公式アカウントやその他の公共機関等が運用する公式アカウントで、フォローおよびリポストすることにより区民への有益な情報提供に有効であると管轄課長が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 投稿者に対し、返信（リプライ）を行うこと。
- (3) 特定の事業者・個人に対する連絡手段として使用すること。

(なりすまし等の防止)

第7条 第三者によるなりすまし等を防止するため、本会公式Xのアカウント情報を練馬区社会福祉協議会公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに練馬区社会福祉協議会公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

3 なりすまし等を防止するため、公式アカウントの認証取得申請を行う。

(アカウントの停止または削除)

第8条 Xのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、練馬区社会福祉協議会公式Xを継続して運用することが困難となった場合は、社会福祉協議会ホームページにおいてその理由を明示し、アカウントを停止または削除することができる。

(遵守事項)

第9条 本会公式Xの運用にあたっては、社会福祉協議会が別に定める「ソーシャルメディアの活用に係る練馬区社会福祉協議会ガイドライン」を遵守する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1. この規定は、平成26年8月1日から施行する。
2. 令和4年5月18日 一部改正
3. 令和6年12月10日 一部改正